

生徒指導規程

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、府中町立府中中学校の生徒としての自覚を持ち、一人一人が自己実現に向け、みんなが安心して学校生活を送ることを目的に定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条 登下校

- (1) 寄り道せず安全な道を通る。
- (2) 通学バックは本校指定の物を使用する。
- (3) 登校後は、学校の許可なく校外に出ない。
- (4) 自転車通学は不可とする。
- (5) 制服を着用する。また、防寒用として学校指定（部活動指定）のウインドブレーカーを着用してもよい。
- (6) 休日の部活動での登下校においては、部活動の服装でも可とする。（身だしなみを整える）
- (7) 買い食いをしない。

第3条 登校・遅刻・欠席・部活動

- (1) 日課の開始時刻を8：20とする。
- (2) 下校時刻は、次のとおりとする。

4月1日 ~ 9月30日	18:00下校
10月1日 ~ 10月31日	17:30下校
2月1日 ~ 3月31日	
11月1日 ~ 1月31日	17:00下校

- (3) 部活動については、次のとおりとする。

- ①朝練習は7:00~7:50とする。※朝練習の実施に関しては各部活動で確認する事。
- ②試験期間中は部活動を停止する。（休日・祝日を除き、中間試験は3日前、期末試験は5日前から停止とする）
- ③原則毎週水曜日と土日のどちらか一方を部活動休養日とする。
- ④大会の2週間前は部活動延長（30分間）をすることができる。ただし、4月1日~9月30日は延長できない。
- ④大会の2週間前は部活動休養日に部活動を行うことができる。

土、日、月、火、水、木、金、土、日、月、火、水、木、金、土、日
←部活動可能→ 大会

第4条 身だしなみ

身だしなみは、相手に不快感を与えないような服装や言動をすることです。相手のことを第一に考えた配慮であり、相手に対する敬意が身だしなみです。

- (1) 社会の一員として、どの場においても通用することを目的にし、学びの場であることを大切に、服装などを整える。
 - ①制服は、ブレザー・ズボン・スカート・シャツを着用する。また、ネクタイ・リボンを着用する。
 - ②ブレザーの襟には校章及びJRCバッジを付ける。
 - ③胸には指定の名札を付ける。
 - ④ズボン及びスカートの中にシャツを入れる。
 - ⑤スカート丈はひざが全てかくれる長さとする。
 - ⑥制服の下のアンダーシャツは白、グレー、ベージュ等の透けて見えない無地とする。ハイネックなどシャツからはみ出る物は不可とする。
 - ⑦靴は運動に適した白のひも靴を着用する。
 - ・ハイカットやロゴなどに色の付いたものは不可とする。
 - ⑧靴下は白・黒・紺の無地とする。（スニーカーソックスは不可）
 - ・ストッキング及びタイツは防寒用で可とする。
 - ⑨セーター・ベストはVネックが望ましい。色は黒、紺、白、グレーで無地とし、胸元などのワンポイントは可とする。

- ⑩登下校時に手袋、マフラー及びネックウォーマーを着用しても良い。
- ⑪部活動の服装は、部活動指定のものを着用する。
- ⑫5月から10月をクールビズ期間とする。クールビズ期間の制服パターンは以下の通りとする。
 - 夏服（ポロシャツ）
 - 夏服（ポロシャツ）の上に寒ければブレザー ※寒いからとジャージを着ることは不可。
 - 冬服
 - 冬服からブレザーを脱いだ形 ※ブレザーを脱いでセーターやベストで行動することは不可。

(2) 社会の一員としてどの場においても通用することを目的にし、学びの場であることを大切に、中学生らしい髪型とする。

髪型 (例示)	男子	目・耳・襟にかからない程度
	女子	目にかからない・髪が肩にかかる場合は耳より下で結ぶ（ゴム・ピンの色は黒、紺、茶）
禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・染髪、パーマ、エクステ等をしない。 ・整髪料をつけない。 ・変形的な髪型にしない。 ・眉毛をいじらない。 ・化粧及びマニキュア等をしない。 ・ピアスやネックレス等のアクセサリーを着用しない。 	

※事由により、上記の髪型、服装ができない場合は保護者と連携する。

第5条 その他

- (1) 学校に不要物は持参しない。(携帯電話 [スマートフォン], ゲーム機, 雑誌, お菓子, アクセサリー等)
- (2) 金銭や貴重品は朝の SHR で担任に預ける。
- (3) 生徒同士でのお金や物品の貸し借り, 物品の売買をしない。

第3章 校外での生活に関すること

本章の内容は、家庭・関係機関と連携を取り指導する。

第6条

- (1) 火遊び, エアガンなどの危険な遊びはしない。危険の伴う場所への出入りはしない。
- (2) アルバイトはしない。
- (3) 携帯電話(スマートフォン)等の使用に関しては、保護者の責任のもと指導及び使用させる。

第4章 特別な指導に関すること

第7条 特別な指導の目的

特別な指導は、より良い社会生活を送り自己実現を図るため、自己を振り返り、適切な行動がとれるよう個々の生徒に応じた指導を行う。

※指導内容は別紙参照

第5章 その他

(規程の見直し)

第8条 生徒指導規程は、状況に応じて見直しを行う。